監査ガイドラインの改定について

平成28年10月1日付の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正を受け、 監査ガイドラインを一部改定し、第3版として、協会ホームページに掲載しました。 主な改定箇所やホームページの掲載場所は次のとおりです。

【主な改定箇所】

Ⅳ. 実地監査マニュアル

「B. 検証基準」

【 3-2 】 疑わしい取引の届出

【 4-2 】 個人信用情報の提供等 【 11-2 】 取引時確認

「B. 検証基準《別表》」

【別表3】、【別表4】 「別冊チェックリスト 主な着眼点」

3. 反社会的勢力による被害の防止 (疑わしい取引の届出を含む)

11. 過剰貸付けの防止 (取引時確認を含む)

【掲載場所】協会ホームページTOP ≫ 協会について ≫ 業務内容:監査ガイドライン

下記の監査ガイドラインのページよりPDFをダウンロードできます。

Ohttp://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 監査部

Tel: $03-5739-3015 (9:30\sim17:30)$